

令和4年度公民協働による地域課題解決推進事業 提案募集実施要項

1 事業の名称

令和4年度公民協働による地域課題解決推進事業

2 事業の目的及び概要

公民協働により、子育てや教育分野に関する地域課題を解決するため、町内にサテライトオフィスを開設し新しい視点や技術・ネットワーク等を有する企業・団体（以下、「サテライトオフィス進出企業等」という。）が、町民や町内事業者と協働して実施する、子育てや教育分野に関する地域課題解決事業に係る費用の全部又は一部を補助することにより、公民協働の機運を高めるとともに町内の子育て・教育環境を整備することを目指すものである。

3 事業提案募集の内容

真鶴町が抱える子育てや教育分野に関する地域課題の内容とともに、その課題解決のため、サテライトオフィス進出企業等が町民や町内事業者等と連携して実施する事業提案を募集する。

ただし、法令に違反する事業や本事業の趣旨等に照らし相当でない提案については対象外とする。対象となるか不明な場合は、事前に問合せ先に相談してください。

4 事業の履行期間及び補助限度額

(1) 履行期間 補助金交付決定日～令和5年3月10日（金）

(2) 補助限度額 1,243,000円

事業実施に必要な経費の一部又は全部を補助するが、上限額は1,243千円とする。

また、複数の提案が選定された場合、それぞれの提案の補助対象経費等により按分して算出した額を補助金額とする。

5 応募資格

真鶴町内にサテライトオフィスを現に設置している、又は、過去に設置したことがある企業や団体。

ただし、以下のいずれかの要件に該当する場合は、応募することができない。

【応募の除外要件】

(1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法に基づ

き再生手続開始の申立をしている者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税、町県民税等のいずれかを滞納している者

6 提案書等の提出

以下のとおり審査に必要な書類（以下、「提出書類」という。）を提出してください。

(1) 提出期間

令和4年8月8日（月）から令和4年9月2日（金）までの期間、毎日、午前9時から午後5時までとする（土日祝日を除く）。

(2) 提出先

真鶴町政策推進課戦略推進係（住所：〒259-0202 真鶴町岩244番地の1）

(3) 提出書類の内容及び様式

（様式1）提案書提出届

（様式2）提案計画書

（様式3）収支予算書

（様式4）提案者概要書

（様式5）事業の実施体制

（様式6）誓約書

（任意様式）団体の規約・定款

（任意様式）真鶴町内にサテライトオフィスを開設したことを証明する書類

（例：真鶴町サテライトオフィス認定証、入居施設との賃貸借契約書や年間利用契約書など）

(4) 提出方法

提出書類は、8部（正本1部、副本7部）を、郵送又は持参により担当課へ提出してください。ただし、郵送の場合は期間中に到着したものに限り受け付ける。

7 選定の基準・方法

(1) 選定基準

提案内容の審査は、以下の基準で審査する。

① 事業目的に基づいた提案であるか

- ・子育てや教育分野に関する当町の地域課題を的確に把握している
- ・上記地域課題の解決に資する事業である

② 町民や町内事業者等との連携が十分図られているか

- ③ 実施できる体制及びスケジュールとなっているか
- ④ 収支予算として実行できる計画となっているか
- ⑤ 一過性ではなく、持続的もしくは発展的又は実験的な提案であるか

(2) 選定方法

真鶴町職員（幹部職員）で構成する選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を開催する。応募者による提案内容の説明と質疑応答を実施し、選定する。

(3) 選定委員会実施日

応募者に別途通知する。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に通知する。

8 配布資料一覧

(様式1) 提案書提出届

(様式2) 提案計画書

(様式3) 収支予算書

(様式4) 提案者概要書

(様式5) 事業の実施体制

(様式6) 誓約書

9 担当（問合せ先）

真鶴町政策推進課戦略推進係 天本

所在地：〒259-0202 真鶴町岩244番地の1

TEL：0465-68-1131（内線311）

FAX：0465-68-5119

E-mail：sei_senryakusuishin@town.manazuru.kanagawa.jp